

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の促進に関する法律施行規則第23条により、保育所においては、自己評価の公表が義務付けられています。よって、本園ではこれに基づき自己評価について公表します。

評価日：令和8年2月13日

自己評価結果	結果基準
A	85%以上 よくできている
B	65%以上 できている
C	45%以上 検討が必要

評価項目	結果	取組状況
理念・基本方針	A	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所設立の主旨を職員、保護者に周知している。 ・全体的な計画、年間指導計画、月案、週案などの保育計画をもとに保育を実施している。 ・重要事項説明書により、園の運営について周知している。
事業計画の策定	B	<ul style="list-style-type: none"> ・保育計画は随時見直し、年度初めに職員で周知している。デジタル化が進むなか、担当以外の職員への周知が難しくなっているが、紙面も活用する等工夫していく。
福祉人材の確保・育成	B	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き市の担当者とともに人材確保に努めていく。 ・人材育成については、日頃の職員間の連携を大事にしている。研修等に参加できない職員へは掲示物を使って共有するなど、学びの機会を持てるようにしている。
子育て支援の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が安心して子育てできるよう、職員間で連携しながら保護者支援に努めている。

次年度への取組

- ・事業計画については引き続き定期的に見直ししていく。デジタル化によって、職員間での共有が難しくなったものもあるため、年度初めの丁寧な説明と紙面も活用しながら、周知・確認の場を設けていく。
- ・保護者が安心して子育てできるよう、引き続き職員間で連携しながら子育て支援に努めていく。
- ・人員不足に目を向けるのではなく、今のメンバーで助け合いながら、それぞれの持ち味や得意なことを活かし前向きに業務に向かえるような工夫をしていく。

総評

- ・B評価の項目に関しては一つ一つ検証しながら具体的実施に向けて取り組んでいきたい。
- ・全体的にはA評価の項目が多かったが、数人で話し合いながら自己評価を行うことで、職員自身が保育の見直しをし、園全体で保育や運営について改めて考えるきっかけとなった。今後も職員間で連携しながら、保護者も子どもたちも安心して園生活を送れるよう努めていきたい。